

京都市告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第4項の規定により、指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年1月10日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会	計画相談支援	社会福祉法人 京都福祉サー ビス協会醍醐 事務所 2630982219	京都市伏見区醍醐 大構町16番地 内海ビル	令和5年12月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)